

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づくマンションの管理に関する計画の認定制度の開始に伴い、所要の規定を整備する。（都市整備部関係手数料）。

2 改正の概要

(1) 手数料の規定(別表第6関係)

マンション管理適正化推進計画を定めた地方公共団体が、一定の基準を満たすマンションの管理計画を認定することができる仕組み（管理計画認定制度）が創設され、今般制度を開始するため、マンションの管理計画認定申請等にかかる手数料を規定する。

(2) その他所要の規定整備を行う。（別表第6関係）

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

公布の日から施行する。

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行					改正案						
本則 (略)					本則 (略)						
別表第1～別表第5 (略)					別表第1～別表第5 (略)						
別表第6 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料を除く。)(第6条関係)					別表第6 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料を除く。)(第6条関係)						
事務	手数料の名称	額		徴収時期	事務	手数料の名称	額		徴収時期		
(略)					(略)						
81	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の申請に対する審査	要除却認マシヨンの建て替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき 0,000円	16	許可申請のとき	81	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の申請に対する審査	要除却認マシヨンの建て替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき 0,000円	16	許可申請のとき

				8 2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定申請手続料	1	長期修繕計画の数が1であるもの 4,100円	認定申請のとき
							2	長期修繕計画の数が2以上であるもの 4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額	
				8 3	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画更新申請手続料	1	長期修繕計画の数が1であるもの 4,100円	更新申請のとき
							2	長期修繕計画の数が2以上であるもの 4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額	
				8 4	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請	マンション管理計画変更認定申請手続料	1	1件につき、次に掲げる額を合算した額 法第5条の7第2項において準用する法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円	変更認定申請のとき

				<p>請に対する 審査</p>	<p>2 変更に係る認定 基準のうち管理規 約の基準に係る事 項 4, 000円</p> <p>3 変更に係る認定 基準のうち管理組 合の経理の基準に 係る事項 4, 6 00円</p> <p>4 変更に係る認定 基準のうち長期修 繕計画の作成又は 見直しの基準に係 る事項 9, 80 0円</p> <p>5 変更に係る認定 基準のうち組合員 名簿又は居住者名 簿の基準に係る事 項 2, 900円</p> <p>6 1から5まで以 外の事項 2, 0 00円</p> <p>7 2以上の長期修 繕計画の変更に係 る申請の場合にあ っては、1を超え る長期修繕計画の 数に、次に掲げる 額を乗じて得た額 を合算した額</p> <p>(1) 変更に係る認 定基準のうち管 理組合の運営の 基準に係る事項 2, 600円</p> <p>(2) 変更に係る認 定基準のうち管 理規約の基準に</p>
--	--	--	--	---------------------	---

<u>8 2</u> ~ <u>8 8</u> (略)	(略)		

別表第7～別表第9 (略)

		係る事項 <u>2,</u> <u>6 0 0 円</u> (3) 変更に係る認 <u>定基準のうち管</u> <u>理組合の経理の</u> <u>基準に係る事項</u> <u>2, 8 0 0 円</u> (4) 変更に係る認 <u>定基準のうち長</u> <u>期修繕計画の作</u> <u>成又は見直しの</u> <u>基準に係る事項</u> <u>5, 2 0 0 円</u> (5) 変更に係る認 <u>定基準のうち組</u> <u>合員名簿又は居</u> <u>住者名簿の基準</u> <u>に係る事項</u> <u>1, 7 0 0 円</u> (6) (1)から(5)ま <u>で以外の事項</u> <u>9 0 0 円</u>	
<u>8 5</u> ~ <u>9 1</u> (略)	(略)		

別表第7～別表第9 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。